

- 日の出前、日没後の銃猟はしないこと。
- 発射のときは、矢先を確認すること。
- 銃を運搬する際は、弾を抜き銃袋に入れること。
- 銃の保管は、必ず点検して自分の管理下におくこと。
- 捕獲した鳥獣は現地に放置しないこと。
- 網・わなには、猟具毎に住所・氏名・登録県知事名・登録年度・登録証番号を記載した標識（金属製又はプラスチック製）をつけること。
- かすみ網は、所持・販売・頒布しないこと。
- 空薬きょうや残飯、空き缶等はすべて持ち帰ること。
- 山火事を起こさないよう火気の取扱いには十分気をつけること。

- 令和6年(2024年)1月14日(日)頃を中心とした前後1週間に、「ガンカモ類生息調査」が実施される予定ですので、その期間はガンカモの狩猟を行わないよう協力願います。
- キジの足環を回収された方は、最寄りの県地域振興局又は自然保護課までお送り願います。

◎陸上自衛隊演習場への立ち入り禁止
 陸上自衛隊演習場への立ち入りは禁止されていますので、絶対に立ち入らないでください。
 陸上自衛隊

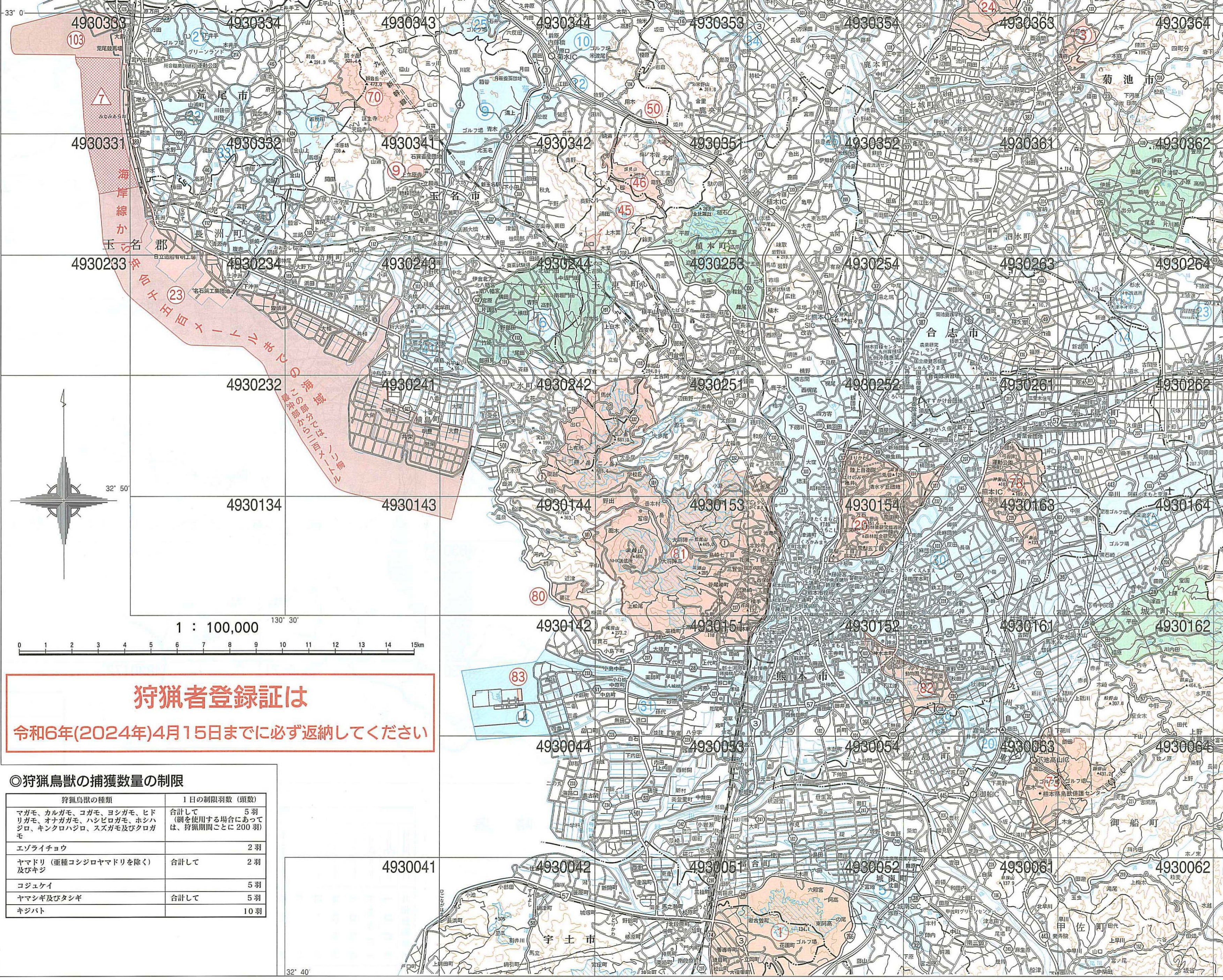
◎捕獲禁止

鳥獣名	禁止区域	禁止期間
ヤマドリ、メス及びキジのメス	全国一円	令和4年(2022年)9月15日から 令和9年(2027年)9月14日まで

◎狩猟できる鳥獣の種別及び期間

種別	期間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(亜種コジロヤマドリを除く。オスに限る。)、キジ(オスに限る。)、コジュケイ、ヤマシギ、タンギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く。)、イタチ(オスに限る。)、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アラシマリス、ヒグマ、ハクビシン、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	令和5年(2023年)11月15日から 令和6年(2024年)2月15日まで
イノシシ、ニホンジカ	令和5年(2023年)11月1日から 令和6年(2024年)3月15日まで

- < 狩猟期間の遵守に関する留意事項等 >**
- ※ **イノシシ・ニホンジカの狩猟期間の延長について**
 イノシシ・ニホンジカに限り、狩猟期間を11月1日から3月15日までとしています。(他の狩猟鳥獣については、11月15日から2月15日まで)
 - ※ **イノシシ・ニホンジカの捕獲状況調査について**
 イノシシ・ニホンジカの保護管理を行うため、狩猟者登録証による捕獲報告以外に捕獲状況等の調査を実施しますので、御協力をお願いします。
 - ※ 春先はレジャーなどによる山間部への入込者が増加します。この時期に猟をされる方は、安全の確保に十分注意してください。



**狩猟者登録証は
 令和6年(2024年)4月15日までに必ず返納してください**

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1日の制限羽数(頭数)
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して5羽 (網を使用する場合には、 は、狩猟期間ごとに200羽)
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ(亜種コジロヤマドリを除く)及びキジ	合計して2羽
コジュケイ	5羽
ヤマシギ及びタンギ	合計して5羽
キジバト	10羽